

監査報告書

日本年金機構

理事長 大竹 和彦 殿

日本年金機構法第12条第4項の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、重要な会計方針及び財務諸表注記事項及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、役員及び職員（以下「役職員」という。）、内部監査部門並びに会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議への出席、役職員に対するヒアリング、重要な文書の閲覧、重要な財産の取得、処分及び管理の状況についての調査、法令・規程等違反行為の有無、重要な業務上の事故等に関する報告聴取を行った。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が日本年金機構法、又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
2. 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する機構の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認

められない。

3. 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
4. 財務諸表等は、法令及び規程等に基づき作成され、機構の財産、損益、キャッシュ・フロー及び行政コストの状況をすべての重要な点において適正に示していると認める。また、会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
5. 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示していると認める。

令和7年6月6日

日 本 年 金 機 構

監 事 工 藤 政 和 ⑩

監 事 矢 崎 ふ み 子 ⑩